

宮崎市スポーツ少年団規程

第 1 章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎市体育協会定款第38条の規定により、宮崎市スポーツ少年団（以下、「本団」という。）に関することを定める。

第2条 本団は、登録されたスポーツ少年団（以下「単位団」という。）をもって構成する。

第 2 章 目 的

第3条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成を図り、もって青少年の健全育成に資することを目的とする。

第 3 章 事 業

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団活動の指導及び援助
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (3) スポーツ少年団の育成と組織の確立
- (4) スポーツ少年団交流事業の実施と指導
- (5) 単位団及び指導者の顕彰
- (6) その他目的達成に必要な事業

第 4 章 登 録

第5条 本団への加入は、宮崎市スポーツ少年団及び宮崎県スポーツ少年団並びに日本スポーツ少年団への登録をもって行う。

2 前項の登録は毎年度これを更新するものとする。

第6条 登録の認定並びに取り消し、その他登録に関しては別に定める。

第 5 章 役 員

第7条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 委員 若干名

第8条 委員は、各専門部の代表者と学識経験者及び公益財団法人宮崎市体育協会、関係機関から選出された者とする。

第9条 本部長及び副本部長は、委員の互選による。ただし、副本部長のうち1名は公益財団法人宮崎市体育協会理事を充てる。

2 本部長及び副本部長に選任された専門部は、別に代表者を選出する。

第10条 役員は、委員会を組織し会務を執行する。

2 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

3 役員の欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 委員会

第11条 本団の重要事項を決定するため、委員会を置く。

2 委員会は、本部長、副本部長、委員をもって構成する。

第12条 委員会は、本部長が招集し議長となる。

2 委員会は、次の事項について審議決定する。

(1) 事業報告の承認と事業計画の承認

(2) 収支決算の承認と収支予算の承認

(3) その他必要な事項

3 委員会は、年2回開催する。但し、本部長が必要と認めた場合は、臨時委員会を開催することができる。

第13条 委員会は、過半数の出席をもって成立する。

2 専門部の委員が事故等により出席できない場合は、代理の者が出席できるものとする。

3 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 常任委員会

第14条 本団の運営を円滑に行うため、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、副本部長及び委員若干名をもって構成する。

3 常任委員会は、次の事項について審議する。

(1) 事業計画の立案

(2) 予算の立案

(3) その他必要な事項

4 常任委員会は、年2回開催する。

5 本部長は、常任委員会に出席して意見を述べることができる。

6 その他、必要な事項は別に定める。

第8章 専門部

第15条 本団に各種目の円滑な運営を図るため専門部を置く。

2 専門部は、委員会の議決を経て別に定める。

第 9 章 会 計

第 16 条 本団の経費は、登録料・補助金・事業収入・寄附金・その他の収入をもってあ
てる。

2 登録料は、別に定める。

第 17 条 本団の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 10 章 事 務 局

第 18 条 本団の事務局は、公益財団法人宮崎市体育協会内（以下、「本協会」という。）
に置く。

第 19 条 本団の事務は、事務局において処理する。

第 11 章 規 程 の 変 更

第 20 条 この規程は、委員会において、3 分の 2 以上の同意を得たのち、本協会評議員
会の承認を経て、変更することができる。

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎市体育協会の設立の登記の日から施行する。（平成 23 年 5 月 2 日）

宮崎市スポーツ少年団登録料

宮崎市スポーツ少年団規程第16条第2項の規定に基づき、宮崎市スポーツ少年団登録料を定める。

	日本スポーツ少年団	宮崎県スポーツ少年団	宮崎市スポーツ少年団	合計
団員	300円	400円	300円	1,000円
指導者	700円	300円	100円	1,100円